

社会福祉法人眉丈会 「役員及び評議員の報酬等に関する規程」

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人眉丈会(以下、「この法人」という。)の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは理事及び監事をいう。
- (2)常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号で定める報酬・賞与その他の職務執行の対価として受ける財務上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤理事に対しては、この規程における報酬等は支給しない。

2 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の全理事の報酬等の総額は、年間 850 万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬等の総額は、年間 30 万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬等月額、別表 1 「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬等月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬等は、別記 1 「非常勤理事の報酬等」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬等は、「常勤理事俸給表」及び「非常勤理事の報酬等」を勘案して、評議員会において決めるものとする。
- 7 個々の評議員の報酬等は、別記 2 「評議員の報酬等」に定める額とする。

(費用弁償)

- 第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤手当支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する費用を旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第 6 条 常勤理事の報酬等は、毎月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、各々理事会及び評議員会の終了後に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 7 条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

- 第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 18 日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1 「常勤理事俸給表」

号	月 額 (円)
1	600,000
2	500,000
3	400,000
4	300,000
5	200,000

別記1 「非常勤理事の報酬等」

年額 120,000円

但し、平素、職務を執行するも、理事会に出席がないときは報酬等は支給しない。
また、理事会出席のための費用は支給しない。

別記2 「評議員の報酬等」

年額 35,000円

但し、平素、職務を執行するも、評議員会に出席がないときは報酬等は支給しない。
また、評議員会出席のための費用は支給しない。